

西ノ島総合公園施設指定管理者募集要項

「西ノ島町公園設置及び管理に関する条例」第10条に規定する指定管理者を下記のとおり募集する。

1. 施設の概要

- (1) 施設の名称 西ノ島総合公園
- (2) 所在地 西ノ島町大字美田622番地
- (3) 施設内容 庭球場・多目的広場・体育館・温水プール及び大字その他美田622番地内にある付帯施設

2. 管理の基準

(1) 供用時間

- ① 庭球場・多目的広場・体育館

午前9時から午後10時まで

- ② 温水プール

午後1時30分から午後8時30分まで（日曜日は午前9時から午後5時まで）

(2) 休園（閉所）日

毎週月曜日・火曜日及び12月28日から翌年1月4日まで

(3) 使用料金

西ノ島町公園設置及び管理に関する条例別表第1から別表第5のとおり

(4) 個人情報の取扱い

指定管理者は、西ノ島町個人情報保護条例（平成17年条例第36号）に準拠し、個人情報の適切な管理に必要な措置を講ずるとともに、施設の管理に関して、知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせる又は不当な目的に利用してはならない。管理業務が終了した後も同様とする。

3. 業務の範囲

- (1) 施設の使用受付及び使用料の徴収業務

- (2) 施設の維持管理及び利用促進業務
- (3) 西ノ島町及び西ノ島町教育委員会が主催する行事への協力義務
- (4) その他、業務の詳細は別添仕様書に定めるとおりとする。

4. 指定期間

平成31年4月1日から5年間とする。

5. 指定管理料

指定管理料は、会計年度毎に4期に分割して支払うものとする。

6. 申請の資格

- (1) 西ノ島町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第2条第1項第1号から第7号に規定する者。
- (2) 温水プールの特殊性から、本町に事務所等を有することができ、異常時及び緊急時に速やかに対応できるように常駐できる者または、対応ができる体制を備えている者。
- (3) 平成31年4月1日までに施設に甲種防火管理者の資格の人員が配置できること。
- (4) 山陰地区（島根県・鳥取県）内に本・支社のある者であること。

7. 申請の手続

この要項により指定管理者の指定を受けようとする者は、西ノ島町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年西ノ島町条例第29号）第3条及び同施行規則（平成17年規則第9号）第3条に定める様式を提出してください。

(1) 提出書類

- ① 公の施設に係る指定管理者申込書（様式第1号）
- ② 申込資格申立書（様式第2号）
- ③ 施設の管理運営に関する事業計画書
- ④ 施設の管理運営に関する収支計画書
- ⑤ 定款又は寄附行為の写し及び登記簿の謄本（法人以外の団体にあつては会則等）

- ⑥ 当該団体の経営状況を説明する書類
- ⑦ 当該団体の業務内容を説明する書類
- ⑧ 当該団体の前事業年度の貸借対照表及び財産目録(法人以外の団体にあっては収支決算書等)
- ⑨ 国税及び地方税を滞納していないことの証明書

(2) 申請書等の提出

- ① 提出場所 西ノ島町教育委員会
- ② 提出方法 持参又は郵送
- ③ 提出期間 平成30年10月5日(金)から平成30年10月22日(月)午後5時までとします。

(3) 申請にあたっての留意事項

- ① 提出された書類は、返却いたしません。
- ② 必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。
- ③ 申請に係る経費は、全て申請者の負担とします。

8. 現地説明会

申請者と協議して決定します。

9. 選定の進め方

(1) 選定方法

指定管理者の選定にあたっては、「西ノ島町公の施設に係る指定管理者選定委員会」において申請書類等により審査を行い、指定管理者候補者を選定します。

(2) 選定基準

- ① 施設の利用者の平等な利用が確保されるものであること。
- ② 施設の効用を最大限発揮するとともに、適切な管理及びその管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ③ 施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(3) 選定結果

選定結果は、平成30年12月末までに申請者全員に文書で通知します。

10. 指定管理者の指定及び協定

指定管理者の指定は、議会の議決を経て行います。指定管理者の指定後、指定管理業務について協議を行い協議成立後、詳細について協定を締結します。

11. 問合せ先

〒684-0211

住 所 島根県隠岐郡西ノ島町大字浦郷5 4 4 番地 3 8

担 当 課 西ノ島町教育委員会教育課

電話番号 08514-6-0171(直通)